

新市第 120 号

令和 5 年 5 月 31 日

松伏町都市計画審議会

会長 井上 桂一 様

松伏町

上記代表者 松伏町長 鈴木



越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
及び越谷都市計画区域区分の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、第 8 回都市計画の定期見直しにより、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

また、併せて①都市計画法第 6 条の規定により平成 27 年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和 12 年を目標年次としてフレームの変更、②国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更、③花田地区については、一級河川新方川の河川改修事業により区域区分の境界である河川的位置が変更されたため、市街化調整区域に編入を行うものです。

つきましては、越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び越谷都市計画区域区分の変更について諮問いたします。